

## 特別支援教育就学奨励費(特別支援学級)について

特別支援教育就学奨励費では、特別支援学級に在籍するお子様をお持ちの保護者の経済的負担の軽減のため、負担能力に応じて必要な経費を助成いたします。

### 1. 支弁区分について

特別支援教育就学奨励費は、保護者の負担能力の程度(世帯全員の収入状況等)に基づき支弁区分を決定し、これに応じて支給されます。支弁区分は次の3つに分かれます。

支弁区分	算定基準
I	所得が生活保護基準の1.50倍未満の世帯
II	所得が生活保護基準の1.50倍以上2.50倍未満の世帯
III	所得が生活保護基準の2.50倍以上の世帯

### 2. 申請手続き

学校より配布される『収入額・需要額調書』に必要事項を記入し、学校にご提出ください。

辞退される方も、「 辞退します。」にチェックを入れ、『収入額・需要額調書』を必ずご提出ください。

### 3. 支弁区分の決定通知と支給方法

提出された申請書をもとに支弁区分を決定し、学校を通じて7月頃お知らせします。

支給については、①9月末日(4~7月分)、②1月末日(8~11月分)、③3月末日(12~3月分)に分けて、保護者の口座にお振り込みします。

#### 4. 支給の対象となる範囲

費 目	支給額について(上限あり)	支給対象(支弁区分による)
学校給食費	かかった経費の 1/2	I・II
校外活動費	宿泊なし…交通費・見学料の 1/2 宿泊あり…交通費・宿泊費・見学料の 1/2	
修学旅行費	かかった経費の 1/2	
学用品・通学用品購入費	定額を支給時期毎に分割して支給	
新入学児童生徒学用品・ 通学用品購入費	定額を新 1 年生のみ支給	
オンライン学習通信費	オンライン学習をした月に限り定額を支給	I
通学費	かかった経費(Ⅲはかかった経費の 1/2)	I・II・III
職場実習交通費	交通費(Ⅲはかかった経費の 1/2)	I・II・III
交流及び共同学習 交通費	特別支援学校や他校の特別支援学級との 交流の際にかかった交通費 (Ⅲはかかった経費の 1/2)	

※就学援助費の受給者も申請を行うことができますが、就学援助費で受給している費目と重複しないものに限り支給します。